

お知らせ
News
**年末年始の
ごみの収集・受け入れ**

本庁舎環境保全課 内2165

《ごみの収集（指定袋で集積所に出す場合）》

地域	年内最終日	年始開始日
白河・表郷	12月27日(木) 燃えるごみの日	1月4日(金) 燃えないごみの日
大信	12月28日(金) 燃えないごみの日	1月7日(月) 燃えるごみの日
東	12月28日(金) 燃える・燃えない ごみの日	1月4日(金) 燃えるごみの日

《ごみの受け入れ（クリーンセンターに持ち込む場合）》

- 年内最終日
12月30日(日)／午前9時～正午、午後1時～4時
※12月29日(土)もこの時間内に受け入れます。
- 年始開始日
1月4日(金)／午前9時～正午、午後1時～4時

☆「旧資源ごみ袋」も引き続き使用できます！

袋の種類に関係なく「旧資源ごみ袋」に、

- ☑びん類のみ
- ☑かん類・金属類のみ
- ☑ペットボトルのみ
- ☑プラスチック製容器包装のみ
- ☑紙製容器包装のみ
- ☑衣類等のみ

を分別して入れれば、決められた収集日に出すことができます（「燃えるごみ」と「燃えないごみ」には使用できません）。

お知らせ
News
**あると便利！
マイナンバーカード**

本庁舎市民課 内2154

さまざまな場面での活用が見込まれるマイナンバーカードを作成しませんか。初回作成費は無料です。

《こんなに便利！》

- ◇公的な身分証明書として利用できます（口座開設・会員登録・郵便局での郵便物受け取りなど）。
- ◇年金や税などの手続きでマイナンバーを求められた際に、カード1枚の提示で済みます（カードが無い場合、マイナンバー以外に本人を確認できる証明書などが必要です）。
- ◇住民票・戸籍・印鑑登録などの証明書を、全国のコンビニなどに設置されている端末から取得できます。
- ◇確定申告など、インターネットからの申請や届け出の際に、電子証明書として利用できます。

《持ち歩いても大丈夫！》

- 大事な個人情報は入っていません！
マイナンバーカード（ICチップ）には、税や年金などの個人情報は入っていません。
- 「なりすまし」はできません！
マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使用することはできません。
※紛失・盗難にあった場合は「マイナンバー総合フリーダイヤル」でカード利用を停止できます。

《簡単な手続きで取得できます！》

- ①通知カードに付いている交付申請書に、顔写真を貼って郵送してください。
※本庁舎1階にある証明用写真機やスマートフォンで顔写真を撮影し、そのまま申請することもできます。
- ②約1か月後、市役所から通知が届きます。
- ③市役所でカードをお受け取りください。

▷マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
(年中無休／午前9時30分～午後8時)
※土・日・祝日は午後5時30分まで。
※12月29日～1月3日はカード利用停止のみ受け付け。

☆窓口での本人確認にご協力ください

窓口では、第三者による不正な届け出や各種証明書の不正請求を防止するため、届出者や請求者の本人確認を行っています（代理人を含む）。

●本人確認の方法

官公署が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証・住基カード・マイナンバーカードなど）を提示してください。これらが無い方は、健康保険証や診察券など証明できるもの2点を提示してください。
※代理人の場合は委任状が必要です。

イベント
Event
白河戊辰150周年記念事業
しらかわ音楽の祭典事業
海援隊トーク&ライブ2019

本庁舎文化振興課 内2387

《音楽で未来へつなげ「仁」のこころ》

誰もが一度は口ずさんだ事のある海援隊の名曲の数々と、楽しく温かいトークでおくるコンサートです。

- 日時 3月10日(日)
開場 午後2時30分／開演 午後3時
- 会場 白河文化交流館コミネス 大ホール
- 入場料 全席指定 4,500円

《チケット市民先行販売（1人2枚まで）》

- 販売期間 12月10日(月)～14日(金) ※11日(火)を除く
- 時間 午前9時～午後8時
- 場所 コミネス受付窓口

※市内在住・在勤・在学を証明するものをお持ちください（運転免許証・保険証・社員証・学生証など）。

▷コミネス友の会会員先行販売（1人2枚まで）
12月17日(月)～1月14日(祝)／コミネス受付窓口
(火曜日・12月28日(金)～1月4日(金)を除く)

※コミネス友の会割引はありません。
▷一般販売 1月21日(月)から／コミネス受付窓口
(火曜日を除く)・チケットぴあ・ローソンチケット

お知らせ
News
**償却資産の申告期限は
1月31日です**

本庁舎税務課 内2131

事業を営む個人・法人は、その事業に用いることができる資産（償却資産）の申告が義務付けられています。償却資産は、固定資産税の課税対象です。

- 申告が必要な方
平成31年1月1日時点で、市内に事業用資産を所有・貸し付けしている個人および法人
- 申告方法
申告書を税務課資産税係または各庁舎地域振興課に提出してください。
- ※昨年度申告した方には、申告書を郵送しています。今年度新たに申告する方や、1月になっても申告書が届かない方は、ご連絡ください。
- 申告期限 1月31日(休)



海援隊 トーク&ライブ 2019

KAIENTAI | KAZUOMI CHIBA • TETSUYA TAKEDA • TOSHIO NAKAMUTA

しらかわ音楽の祭典
第7回 震災復興音楽祭—希望—

- 日時 3月11日(月)
- 会場 白河文化交流館コミネス 大ホール
- 入場料 100円（支援金）
※全額を震災復興基金に寄付します。

●申告の対象となる資産（例）

種類	主な資産
構築物および建物附属設備	門・塀・舗装道路・広告塔・打ち込み井戸・緑化施設・配管設備
機械および装置	プレス機・溶接機・ボイラー・印刷機・包装機・建設機械・ドライクリーニング機・冷凍機・精米機・農林業用設備・太陽光発電設備
車両および運搬具	除雪車・フォークリフト ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	机・椅子・コピー機・ロッカー・レジ・冷暖房機・医療機器・自動販売機・厨房用品・家具・陳列ケース・電気製品・じゅうたん・パソコン・電話